

別添 2

1 実施機関が個人情報及び公共安全等情報に該当するとして不開示とした部分(別表1)のうち、個人情報に該当し不開示が妥当と判断する部分

(1) 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影 (本文4(2)イ(ウ) a)

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	1	「決裁欄」の「G」欄の印影
	2	伺いに係る「取扱者」欄の「受」欄の印影
	3	「決裁欄」の「G」欄の印影
	5	「決裁欄」の「係長」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄の「受」欄の氏名
	6	「決裁欄」の「係長」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄の「受」欄の氏名
	8	「決裁欄」の「G」欄の印影、伺いに係る「取扱者」欄の「受」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄の「受」欄の氏名
	9	「決裁欄」の「係長」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄の「発」欄の氏名
	11	指揮に係る「取扱者」欄の「発」欄の印影
	12	伺い及び指揮に係る「取扱者」欄の「受」欄の氏名、指揮に係る「取扱者」欄の「発」欄の氏名
	13	「決裁欄」の「係長」欄の印影
	14	「決裁欄」の「G」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄の「発」欄の印影
	16	「決裁欄」の「係長」欄の印影
	17	「決裁欄」の「G」欄の印影
	20	「決裁欄」の「G」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄の「発」及び「受」欄の氏名
	22	「決裁欄」の「G」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄の「発」欄の印影及び「受」欄の氏名
	23	「決裁欄」の「G」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄の「発」及び「受」欄の氏名
	24	「決裁欄」の「G」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄下部の氏名
	25	「決裁欄」の「G」欄の印影、指揮に係る「取扱者」欄の「受」欄の氏名
	29	「決裁欄」の「G」欄の印影
	33	「決裁欄」の「G」欄の印影
	38	「決裁欄」の「G」欄の印影
	40	「決裁欄」の「G」欄の印影
	42	「決裁欄」の「G」欄の印影
43	「決裁欄」の「G」欄の印影	
45	「決裁欄」の「G」欄の印影	
46	「決裁欄」の「G」欄の印影	
48	「決裁欄」の「G」欄の印影	
50	「決裁欄」の「G」欄の印影	
52	「決裁欄」の「G」欄の印影	
54	「決裁欄」の「G」欄の印影	

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	55	「決裁欄」の「G」欄の印影
	57	「決裁欄」の「G」欄の印影
	60	「決裁欄」の「係長」欄の印影，指揮に係る「取扱者」欄の「受」欄の氏名
	61	「決裁欄」の「係長」欄の印影
	64	「決裁欄」の「係長」欄の印影
	65	「決裁欄」の「G」欄の印影
	68	「決裁欄」の「G」欄の印影
	74	「決裁欄」の「G」欄の印影
本部長事件 指揮簿（志 布志警察署 保管分）	81	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影
	83	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影
	87	指揮に係る「取扱者」欄の「受」欄の氏名
	88	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影
	91	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影，指揮に係る「取扱者」欄の「発」及び「受」欄の氏名
	93	指揮に係る「取扱者」欄の「発」欄の氏名
	97	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影
	98	指揮に係る「取扱者」欄の「受」欄の氏名
	100	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影，指揮に係る「取扱者」欄の「受」欄の氏名
	102	指揮に係る「取扱者」欄の「発」及び「受」欄の氏名
	129	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影
	130	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影
	135	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影
136	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影	
137	「署長決裁欄」の「代理」欄の印影	
146	「署長決裁欄」の「D」欄の印影	
捜査主任官 指名簿	154	「備考」欄右側の記載のうち警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名

- (2) 警察職員及び関係候補者以外の個人の氏名，住所，職業，続柄，年齢及び生年月日並びに当該氏名と一体となって記載された身分，車両ナンバー，捜査対象及び犯行場所の部分（本文4(2)イ(ウ)b）

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	1	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄の住所のうち大字以下の部分，氏名，生年月日，年齢，3行目1文字目から同行行末まで，4行目2文字目から同行19文字目まで，8行目1文字目から同行行末まで，11行目1文字目及び2文字目
	2	「伺い事項」欄の氏名
	3	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄の住所のうち大字以下の部分，氏名，生年月日，年齢，3行目1文字目から同行行末まで
	4	「伺い事項」欄の氏名（5行目7文字目から同行10文字目までを除く。），5行目2文字目から同行6文字目まで
	5	「伺い事項」欄の氏名
	6	「伺い事項」欄の氏名（9行目9文字目から同行12文字目までを除く。）

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	7	氏名（3行目10文字目から同行13文字目まで並びに8行目6文字目及び7文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分
	8	「伺い事項」欄の氏名（3行目2文字目から同行5文字目までを除く。）
	9	「伺い事項」欄の氏名
	10	氏名（3行目10文字目から同行13文字目まで並びに8行目6文字目及び7文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分  ※ 行数の算定に当たっては、実施機関において取消線で削除した行を除く。
	12	「伺い事項」欄の氏名
	13	「伺い事項」欄の氏名（5行目15文字目から同行18文字目までを除く。）
	14	「伺い事項」欄の氏名
	15	氏名（4行目20文字目から同行23文字目まで、7行目15文字目及び16文字目並びに11行目9文字目及び10文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分
	16	氏名（7行目7文字目から同行10文字目までを除く。）、住所のうち大字以下の部分
	17	「伺い事項」欄の氏名、住所のうち大字以下の部分
	18	「伺い事項」欄の氏名（4行目8文字目から同行11文字目までを除く。）、3行目1文字目から同行6文字目まで、10行目19文字目から11行目2文字目まで
	19	氏名（4行目22文字目から同行25文字目まで並びに9行目12文字目及び13文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分、3行目6文字目から同行11文字目まで、8行目24文字目から9行目5文字目まで、13行目23文字目から14行目3文字目まで、9行目6文字目上に追記された数字、13行目4文字目下に追記された数字、17行目5文字目上に追記された数字
	20	「伺い事項」欄の氏名
	21	氏名（4行目10文字目から同行13文字目まで並びに9行目12文字目及び13文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分、5行目4文字目から同行9文字目まで、8行目24文字目から9行目5文字目まで、13行目18文字目から同行25文字目まで
	22	「伺い事項」欄の氏名、21行目2文字目から同行行末まで
	23	「伺い事項」欄の氏名、4行目22文字目から5行目7文字目まで、17行目20文字目から同行行末まで、19行目2文字目から同行行末まで、20行目2文字目から同行行末まで、21行目2文字目から同行行末まで、22行目2文字目から同行行末まで、23行目2文字目から同行行末まで、24行目2文字目から同行行末まで
	24	「伺い事項」欄の氏名、4行目22文字目から5行目7文字目まで
	25	「伺い事項」欄の氏名、4行目15文字目から同行20文字目まで、5行目1文字目から同行7文字目まで、13行目1文字目から同行6文字目まで、13行目10文字目から同行16文字目まで、17行目1文字目から同行7文字目まで、17行目14文字目から同行20文字目まで
	27	氏名、住所、23行目15文字目から同行21文字目まで、25行目15文字目から同行25文字目まで、27行目10文字目から同行16文字目まで

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	28	氏名，住所，2行目15文字目から同行28文字目まで，4行目15文字目から同行26文字目まで，12行目11文字目から同行行末まで，13行目11文字目から同行行末まで，14行目13文字目から同行18文字目まで，14行目20文字目から同行行末まで，15行目12文字目から同行19文字目まで，15行目21文字目から同行行末まで，16行目12文字目から同行行末まで，17行目11文字目から同行行末まで，18行目11文字目から同行行末まで
	29	「伺い事項」欄の氏名，3行目15文字目から同行行末まで，4行目4文字目から同行10文字目まで，12行目1文字目から同行11文字目まで，12行目18文字目から13行目2文字目まで
	31	「伺い事項」欄の氏名
	32	氏名（6行目4文字目から同行7文字目まで及び9行目19文字目から同行22文字目までを除く。），住所のうち大字以下の部分，4行目6文字目から同行26文字目まで，5行目6文字目から同行13文字目まで
	33	「伺い事項」欄の氏名
	34	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	35	氏名，住所のうち大字以下の部分，6行目11文字目から7行目4文字目まで  ※ 文字数の算定に当たっては，実施機関において取消線で削除した文字を除く。
	36	氏名，住所のうち大字以下の部分，5行目22文字目から6行目15文字目まで
	37	住所のうち大字以下の部分，5行目20文字目から6行目13文字目まで
	38	「伺い事項」欄の氏名（23行目の14文字目及び15文字目を除く。）
	39	住所のうち大字以下の部分，5行目22文字目から6行目15文字目まで
	40	「伺い事項」欄の氏名，12行目18文字目から13行目3文字目まで
	41	住所のうち大字以下の部分，5行目22文字目から6行目15文字目まで
	42	「伺い事項」欄の氏名，18行目10文字目から19行目13文字目まで，21行目12文字目から同行19文字目まで  ※ 文字数の算定に当たっては，実施機関において取消線で削除した文字を除く。
	43	「伺い事項」欄の氏名，18行目2文字目から同行7文字目まで，20行目11文字目から同行14文字目まで
	44	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	45	「伺い事項」欄の氏名
	46	「伺い事項」欄の氏名
	47	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名，3行目17文字目から4行目7文字目まで，5行目4文字目から同行19文字目まで
	48	「伺い事項」欄の氏名
50	「伺い事項」欄の氏名，2行目16文字目から3行目7文字目まで，14行目1文字目から同行10文字目まで	
51	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名	

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	52	「伺い事項」欄の氏名，実施機関において取消線で削除した17行目行末文字
	53	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	54	「伺い事項」欄の氏名
	55	「伺い事項」欄の氏名（2行目1文字目から同行4文字目までを除く。），住所，5行目13文字目から同行19文字目まで，13行目16文字目から同行行末まで，21行目1文字目から同行行末まで
	56	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名，実施機関において取消線で削除した1行目の文字
	57	「伺い事項」欄の氏名（3行目1文字目から同行4文字目までを除く。），10行目13文字目から11行目2文字目まで，15行目8文字目から16行目14文字目まで
	58	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名（12行目5文字目及び6文字目を除く。）
	59	氏名，住所，表形式の垂直方向のまとまりを「列」と，水平方向のまとまりを「段」と定義し，9段目の2列目中10文字目から20文字目まで，10段目の2列目中10文字目から21文字目まで，11段目の2列目中10文字目から21文字目まで，12段目の2列目中10文字目から20文字目まで，13段目の2列目中1文字目から13文字目まで及び19文字目から30文字目まで，14段目の2列目中11文字目から21文字目まで  ※ 段数の算定に当たっては，表頭を除く。
	60	「伺い事項」欄の氏名
	61	「伺い事項」欄の氏名（3行目20文字目から4行目3文字目までを除く。），7行目1文字目から同行5文字目まで
	62	「伺い事項」欄の氏名
	63	「伺い事項」欄の氏名（3行目1文字目から同行4文字目までを除く。），10行目13文字目から11行目2文字目まで
	64	「伺い事項」欄の氏名
	65	「伺い事項」欄の氏名（3行目1文字目から同行4文字目までを除く。）
	66	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名，住所
	67	氏名（3行目37文字目から4行目2文字目まで，5行目10文字目から同行13文字目まで及び8行目28文字目から同行31文字目までを除く。），住所のうち大字以下の部分
68	「伺い事項」欄の氏名（2行目1文字目から同行4文字目までを除く。），6行目12文字目から同行18文字目まで，9行目3文字目から同行9文字目まで	
69	氏名（6行目20文字目から同行23文字目まで，8行目29文字目から同行32文字目までを除く。），住所のうち大字以下の部分，3行目37文字目から4行目18文字目まで，4行目30文字目から同行37文字目まで，5行目15文字目から同行25文字目まで	
70	氏名（8行目30文字目から同行33文字目まで及び12行目1文字目から同行4文字目までを除く。），住所のうち大字以下の部分，3行目37文字目から4行目18文字目まで，4行目30文字目から同行37文字目まで，5行目18文字目から同行28文字目まで	

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	71	「伺い事項」欄の氏名（3行目1文字目から同行4文字目及び26行目7文字目から同行10文字目までを除く。）
	73	氏名（4行目31文字目から同行34文字目まで及び7行目25文字目から同行28文字目までを除く。）、住所のうち大字以下の部分
	74	「伺い事項」欄の氏名（2行目1文字目から同行4文字目までを除く。）
	75	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	76	氏名（6行目24文字目から同行27文字目まで及び8行目27文字目から30文字目までを除く。）、住所のうち大字以下の部分、3行目37文字目から4行目18文字目まで、4行目30文字目から5行目1文字目まで、実施機関において取消線で削除した11行目の氏名
	78	「伺い事項」欄の氏名
本部長事件 指揮簿（志 布志警察署 保管分）	79	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄の住所のうち大字以下の部分、氏名、生年月日、年齢、3行目1文字目から同行行末まで、4行目2文字目から同行19文字目まで、8行目1文字目から同行行末まで、11行目1文字目及び2文字目
	80	「伺い事項」欄の氏名
	81	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄の住所のうち大字以下の部分、氏名、生年月日、年齢、3行目1文字目から同行行末まで
	82	「伺い事項」欄の氏名（5行目6文字目から同行9文字目までを除く。）、5行目1文字目から同行5文字目まで
	83	「伺い事項」欄の氏名
	84	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄の住所のうち大字以下の部分、氏名、生年月日、年齢、3行目1文字目から同行行末まで、7行目1文字目及び2文字目、10行目1文字目から同行行末まで
	85	「伺い事項」欄の氏名（10行目1文字目から同行4文字目までを除く。）
	86	氏名（3行目10文字目から同行13文字目まで並びに8行目6文字目及び7文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分
	87	「伺い事項」欄の氏名（3行目2文字目から同行5文字目までを除く。）
	88	「伺い事項」欄の氏名
	89	氏名（3行目10文字目から同行13文字目まで並びに8行目7文字目及び8文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分
	91	「伺い事項」欄の氏名
	92	「伺い事項」欄の氏名（5行目15文字目から同行18文字目までを除く。）、実施機関において取消線で削除した13行目の文字
	93	「伺い事項」欄の氏名
	94	氏名（4行目20文字目から同行23文字目まで、7行目15文字目及び16文字目並びに11行目9文字目及び10文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分
	95	「伺い事項」欄の氏名
	96	氏名（7行目7文字目から同行10文字目までを除く。）、住所のうち大字以下の部分
97	「伺い事項」欄の氏名、住所のうち大字以下の部分	
98	「伺い事項」欄の氏名（4行目8文字目から同行11文字目までを除く。）、3行目1文字目から同行6文字目まで、10行目19文字目から11行目2文字目まで	

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿（志 布志警察署 保管分）	99	氏名（4行目22文字目から同行25文字目まで並びに9行目12文字目及び13文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分、3行目6文字目から同行11文字目まで、8行目24文字目から9行目5文字目まで、13行目23文字目から14行目3文字目まで、9行目6文字目上に追記された数字、13行目4文字目下に追記された数字、17行目5文字目上に追記された数字
	100	「伺い事項」欄の氏名
	101	氏名（4行目10文字目から同行13文字目まで並びに9行目12文字目及び13文字目を除く。）、住所のうち大字以下の部分、5行目4文字目から同行9文字目まで、8行目24文字目から9行目5文字目まで、13行目18文字目から同行25文字目まで
	102	「伺い事項」欄の氏名、22行目2文字目から同行行末まで
	103	「伺い事項」欄の氏名、4行目20文字目から5行目5文字目まで、15行目20文字目から同行行末まで、17行目2文字目から同行行末まで、18行目2文字目から同行行末まで、19行目2文字目から同行行末まで、20行目2文字目から同行行末まで、21行目2文字目から同行行末まで、22行目2文字目から同行行末まで  ※ 行数の算定に当たっては、実施機関が取消線で削除した行を除く。
	104	「伺い事項」欄の氏名、4行目22文字目から5行目7文字目まで
	105	「伺い事項」欄の氏名、4行目15文字目から同行20文字目まで、5行目1文字目から同行7文字目まで、13行目1文字目から同行6文字目まで、13行目10文字目から同行16文字目まで、17行目1文字目から同行7文字目まで、17行目14文字目から同行20文字目まで
	107	氏名、住所、23行目15文字目から同行21文字目まで、25行目15文字目から同行25文字目まで、27行目10文字目から同行16文字目まで
	108	氏名、住所、2行目15文字目から同行28文字目まで、4行目15文字目から同行26文字目まで、12行目11文字目から同行行末まで、13行目11文字目から同行行末まで、14行目13文字目から同行18文字目まで、14行目20文字目から同行行末まで、15行目12文字目から同行19文字目まで、15行目21文字目から同行行末まで、16行目12文字目から同行行末まで、17行目11文字目から同行行末まで、18行目11文字目から同行行末まで、実施機関が取消線で削除した16行目の文字
	109	「伺い事項」欄の氏名、3行目15文字目から同行行末まで、4行目4文字目から同行10文字目まで、12行目1文字目から同行11文字目まで、12行目18文字目から13行目2文字目まで
	111	「伺い事項」欄の氏名
	112	「伺い事項」欄の氏名
	113	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	114	「伺い事項」欄の氏名
	115	住所のうち大字以下の部分、5行目22文字目から6行目15文字目まで
	116	「伺い事項」欄の氏名、12行目18文字目から13行目3文字目まで
	117	「伺い事項」欄の氏名、18行目12行目から19行目13文字目まで、21行目12文字目から同行19文字目まで
	118	「伺い事項」欄の氏名、18行目2文字目から同行7文字目まで、20行目11文字目から同行14文字目まで

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿（志 布志警察署 保管分）	119	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	120	「伺い事項」欄の氏名
	121	「伺い事項」欄の氏名
	123	「伺い事項」欄の氏名，2行目16文字目から3行目7文字目まで，14行目1文字目から同行9文字目まで，実施機関が取消線で削除した14行目の氏名
	124	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	125	「伺い事項」欄の氏名，17行目20文字目から18行目3文字目まで
	126	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	127	「伺い事項」欄の氏名
	128	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	129	「伺い事項」欄の氏名
	130	「伺い事項」欄の氏名，住所，5行目13文字目から同行19文字目まで，13行目16文字目から同行行末まで，21行目1文字目から同行行末まで
	131	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	132	「伺い事項」欄の氏名（3行目1文字目から同行4文字目までを除く。），10行目13文字目から11行目2文字目まで，15行目8文字目から16行目14文字目まで
	133	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	134	氏名，住所，表形式の垂直方向のまとまりを「列」と，水平方向のまとまりを「段」と定義し，9段目の2列目中10文字目から20文字目まで，10段目の2列目中10文字目から21文字目まで，11段目の2列目中10文字目から21文字目まで，12段目の2列目中10文字目から20文字目まで，13段目の2列目中1文字目から13文字目まで及び19文字目から30文字目まで，14段目の2列目中11文字目から21文字目まで  ※ 段数の算定に当たっては，表頭を除く。
	135	「伺い事項」欄の氏名
	136	「伺い事項」欄の氏名
	137	「伺い事項」欄の氏名
	138	「伺い事項」欄の氏名（3行目1文字目から同行4文字目までを除く。），10行目13文字目から11行目2文字目まで
	139	「伺い事項」欄の氏名
140	「伺い事項」欄の氏名（3行目1文字目から同行4文字目までを除く。）	
141	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名，住所	
142	「伺い事項」欄の氏名（2行目1文字目から同行4文字目までを除く。），6行目12文字目から同行18文字目まで，9行目3文字目から同行9文字目まで	
143	「伺い事項」欄の氏名（3行目1文字目から同行4文字目及び26行目7文字目から同行10文字目までを除く。）	
145	氏名（4行目31文字目から同行34文字目まで及び7行目25文字目から同行28文字目までを除く。），住所のうち大字以下の部分	
146	「伺い事項」欄の氏名（2行目1文字目から同行4文字目までを除く。）	

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿（志 布志警察署 保管分）	147	前頁から続く「伺い事項」欄の氏名
	148	氏名（6行目24文字目から同行27文字目まで及び8行目27文字目から同行30文字目までを除く。）、住所のうち大字以下の部分、3行目37文字目から4行目18文字目まで、4行目30文字目から5行目1文字目まで
	150	氏名（6行目4文字目から同行7文字目まで及び9行目19文字目から同行22文字目までを除く。）、住所のうち大字以下の部分、4行目6文字目から同行26文字目まで、5行目6文字目から同行13文字目まで
	151	「伺い事項」欄の氏名
捜査主任官 指名簿	152	表形式の垂直方向のまとまりを「列」と、水平方向のまとまりを「段」と定義し、「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」列の氏名、同列1段目1行目5文字目から同行7文字目まで  ※ 段数の算定に当たっては、表頭を除く。
	153	表形式の垂直方向のまとまりを「列」と、水平方向のまとまりを「段」と定義し、前頁から続く「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」列の氏名、同列1段目1行目5文字目及び6文字目、同列3段目1行目5文字目から同行7文字目まで、同列4段目1行目5文字目及び6文字目、同列5段目1行目5文字目から同行7文字目まで
	154	表形式の垂直方向のまとまりを「列」と、水平方向のまとまりを「段」と定義し、152頁から続く「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」列の氏名、同列1段目1行目5文字目から同行7文字目まで、同列2段目1行目1文字目から6文字目まで、同列3段目1行目5文字目から同行7文字目まで、同列4段目1行目5文字目及び6文字目、同列6段目1行目1文字目から同行8文字目まで

※ 文字数には、「,」、「。」、「[ ]」、「・」、「:」、「/」等の記号も含む。また、「(1)」、「(10)」、「(有)」等の記載は、1文字として算定している。以下同じ。

(3) 公表資料に掲載されていない個人の具体的な供述及び行動並びに心身の状況の一部（本文4(2)イ(ウ)c）

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	2	「伺い事項」欄の2行目1文字目から同行4文字目まで、4行目1文字目から15行目13文字目まで
	11	「伺い事項」欄の3行目6文字目から6行目5文字目まで、実施機関において取消線で削除した3行目の文字
	18	「伺い事項」欄の14行目6文字目から15行目行末まで
	22	「伺い事項」欄の13行目20文字目から15行目3文字目まで、15行目8文字目から17行目2文字目まで
	24	「伺い事項」欄の7行目24文字目から8行目16文字目まで
	29	「伺い事項」欄の20行目4文字目から21行目10文字目まで、22行目2文字目から同行15文字目まで
	45	「伺い事項」欄の8行目7文字目から10行目15文字目まで

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	50	「伺い事項」欄の3行目19文字目から5行目5文字目まで、6行目1文字目から9行目行末まで、18行目12文字目から19行目1文字目まで、21行目20文字目から26行目19文字目まで
	51	前頁から続く「伺い事項」欄の5行目8文字目から9行目4文字目まで、14行目2文字目から15行目行末まで
	52	「伺い事項」欄の25行目8文字目から26行目行末まで
	53	前頁から続く「伺い事項」欄の1行目1文字目から3行目4文字目まで
	63	「伺い事項」欄の22行目9文字目から23行目4文字目まで
	65	「伺い事項」欄の13行目1文字目から16行目8文字目まで、17行目13文字目から18行目17文字目まで、20行目1文字目から21行目7文字目まで、25行目3文字目から同行10文字目まで
	74	「伺い事項」欄の21行目21文字目から22行目21文字目まで
本部長事件 指揮簿（志 布志警察署 保管分）	80	「伺い事項」欄の2行目1文字目から同行6文字目まで、4行目1文字目から同行10文字目まで
	90	「伺い事項」欄の3行目6文字目から7行目8文字目まで
	98	「伺い事項」欄の14行目6文字目から15行目行末まで
	102	「伺い事項」欄の14行目20文字目から16行目3文字目まで、16行目8文字目から18行目2文字目まで
	104	「伺い事項」欄の7行目24文字目から8行目16文字目まで
	109	「伺い事項」欄の20行目4文字目から21行目10文字目まで、22行目2文字目から同行15文字目まで
	120	「伺い事項」欄の8行目7文字目から10行目15文字目まで
	123	「伺い事項」欄の3行目19文字目から5行目5文字目まで、6行目1文字目から9行目行末まで、18行目12文字目から19行目1文字目まで、21行目20文字目から26行目19文字目まで
	124	前頁から続く「伺い事項」欄の5行目8文字目から9行目4文字目まで、14行目2文字目から15行目行末まで
	125	「伺い事項」欄の25行目8文字目から26行目行末まで
	126	前頁から続く「伺い事項」欄の1行目1文字目から3行目4文字目まで
	128	前頁から続く「伺い事項」欄の3行目2文字目から4行目2文字目まで
	138	「伺い事項」欄の22行目9文字目から23行目4文字目まで
	140	「伺い事項」欄の13行目1文字目から16行目8文字目まで、17行目13文字目から18行目17文字目まで、20行目1文字目から21行目7文字目まで、25行目3文字目から同行10文字目まで
146	「伺い事項」欄の21行目21文字目から22行目21文字目まで	

(4) 搜索箇所うちの事業所の名称及び住所並びに法人名義の車両ナンバー等並びに搜索箇所に係る説明の部分（本文4(2)イ(ウ)d）

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	11	「伺い事項」欄の8行目2文字目から同行10文字目まで
	22	「伺い事項」欄の23行目2文字目から同行行末まで

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	27	住所，4行目1文字目から同行9文字目まで，6行目1文字目から同行9文字目まで，8行目1文字目から同行8文字目まで，10行目1文字目から同行8文字目まで，12行目1文字目から同行9文字目まで，12行目15文字目から同行29文字目まで，14行目1文字目から同行8文字目まで，16行目1文字目から同行14文字目まで，18行目1文字目から同行11文字目まで
	28	6行目2文字目から同行10文字目まで，6行目15文字目から同行行末まで，7行目2文字目から同行10文字目まで，7行目15文字目から同行行末まで，8行目2文字目から同行10文字目まで，8行目15文字目から同行行末まで，9行目2文字目から同行10文字目まで，9行目15文字目から同行行末まで，10行目2文字目から同行10文字目まで，10行目15文字目から同行行末まで，11行目2文字目から同行9文字目まで，11行目14文字目から同行行末まで
	50	「伺い事項」欄の13行目12文字目から同行18文字目まで
	51	前頁から続く「伺い事項」欄の3行目9文字目から同行13文字目まで，16行目11文字目から同行16文字目まで，18行目2文字目から同行行末まで
	53	前頁から続く「伺い事項」欄の5行目5文字目から9行目16文字目まで，15行目2文字目から同行8文字目まで
	59	住所，表形式の垂直方向のまとまりを「列」と，水平方向のまとまりを「段」と定義し，6段目の2列目中19文字目から27文字目まで，7段目の2列目中21文字目から29文字目まで，15段目の2列目中1文字目から9文字目まで及び15文字目から25文字目まで，16段目の2列目中1文字目から9文字目まで及び15文字目から26文字目まで，17段目の2列目中1文字目から9文字目まで及び15文字目から25文字目まで  ※ 段数の算定に当たっては，表頭を除く。
本部長事件 指揮簿（志 布志警察署 保管分）	90	「伺い事項」欄の10行目2文字目から同行10文字目まで
	102	「伺い事項」欄の24行目2文字目から同行行末まで
	107	住所，4行目1文字目から同行9文字目まで，6行目1文字目から同行9文字目まで，8行目1文字目から同行8文字目まで，10行目1文字目から同行8文字目まで，12行目1文字目から同行9文字目まで，12行目15文字目から同行29文字目まで，14行目1文字目から同行8文字目まで，16行目1文字目から同行14文字目まで，18行目1文字目から同行11文字目まで
	108	6行目2文字目から同行10文字目まで，6行目15文字目から同行行末まで，7行目2文字目から同行10文字目まで，7行目15文字目から同行行末まで，8行目2文字目から同行10文字目まで，8行目15文字目から同行行末まで，9行目2文字目から同行10文字目まで，9行目15文字目から同行行末まで，10行目2文字目から同行10文字目まで，10行目15文字目から同行行末まで，11行目2文字目から同行9文字目まで，11行目14文字目から同行行末まで
	123	「伺い事項」欄の13行目12文字目から同行18文字目まで
	124	前頁から続く「伺い事項」欄の3行目9文字目から同行13文字目まで，16行目11文字目から同行16文字目まで，18行目2文字目から同行行末まで

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿（志 布志警察署 保管分）	126	前頁から続く「伺い事項」欄の5行目5文字目から9行目16文字目まで、15行目2文字目から同行8文字目まで
	134	住所、表形式の垂直方向のまとまりを「列」と、水平方向のまとまりを「段」と定義し、6段目の2列目中19文字目から27文字目まで、7段目の2列目中1行目21文字目から同行29文字目まで及び1行目34文字目から2行目9文字目まで、15段目の2列目中1文字目から9文字目まで及び15文字目から25文字目まで、16段目の2列目中1文字目から9文字目まで及び15文字目から26文字目まで、17段目の2列目中1文字目から9文字目まで及び15文字目から25文字目まで  ※ 段数の算定に当たっては、表頭を除く。

(5) 捜査主任官指名簿における被害者の身分の部分（本文4(2)イ(ウ)e)

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
捜査主任官 指名簿	154	表形式の垂直方向のまとまりを「列」と、水平方向のまとまりを「段」と定義し、152頁から続く「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」列の2段目1行目11文字目から2行目4文字目まで

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

2 実施機関が個人情報及び公共安全等情報に該当するとして不開示とした部分(別表1)のうち、公共安全等情報に該当し不開示が妥当と判断する部分

- ・ 被疑者の私物保管場所の部分 (本文4(2)イ(オ) a)

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	30	前頁から続く「伺い事項」欄の4行目1文字目から5行目行末まで
本部長事件 指揮簿(志 布志警察署 保管分)	110	前頁から続く「伺い事項」欄の4行目1文字目から5行目行末まで

3 実施機関が公共安全等情報のみに該当するとして不開示とした部分(別表2)のうち、公共安全等情報に該当し不開示が妥当と判断する部分

- ・ 差押え先との関係に関する部分 (本文4(2)ウ(ウ) a)

公文書名	頁	不開示が妥当と判断する部分
本部長事件 指揮簿	12	「指揮事項」欄の全部
	23	「指揮事項」欄の2行目1文字目から7行目行末まで
本部長事件 指揮簿(志 布志警察署 保管分)	103	「署長決裁欄」下部の2行の記載の全部